

配分基準表（重要：国より、ポイント算出方法が変更される可能性がある旨の通知がありますが、現時点では詳細不明です。）

※配分基準確認の基準日は、原則として令和7年12月22日となります。(経営面積、認証の有無等。決算等は直近のもの。)

【配分基準表（成果目標ポイント）】

目標項目	目標水準	備考							
必須目標	以下のいずれかから選択すること								
(1) 経営面積の拡大	ア 経営面積の拡大面積	《算出基準》 拡大率＝（目標値－現状値）／現状値×100（小数点以下切り捨て） 《注意事項》 ・事業実施地区内での経営面積拡大に限ります。 ・導入する機械等と関係がある経営面積拡大に限る（田植機を導入する場合は、畑の規模拡大は含みません。） ・不作付農地の利用、作物転換等は拡大面積に含みません。 《確認資料》 ・営農計画書、農地台帳、水稻共済細目書 等							
	施設園芸作		現状以上	0.1ha 以上	0.2ha 以上	0.3ha 以上	0.4ha 以上	0.5ha 以上	0.6ha 以上
	果樹作		現状以上	0.3ha 以上	0.6ha 以上	0.9ha 以上	1.2ha 以上	1.5ha 以上	1.8ha 以上
	上記以外		現状以上	2.0ha 以上	4.0ha 以上	6.0ha 以上	8.0ha 以上	10ha 以上	12ha 以上
	点数		6 点	10 点	12 点	14 点	16 点	18 点	20 点
	イ 経営面積の拡大率								
			現状以上	30%以上	33%以上	36%以上	40%以上	45%以上	
	点数		10 点	12 点	14 点	16 点	18 点	20 点	
	(2) 付加価値額の拡大		ア 付加価値額の拡大率	《算出基準》 拡大率＝（目標値－現状値）／現状値×100（小数点以下切り捨て） 《注意事項》 ・付加価値額は、青色申告書や決算書、損益計算書等の根拠資料により算定します。 ・現状の付加価値額が 0 かマイナスの場合は目標設定できません。 《確認資料》 ・決算書、申告書、営農計画書 等					
		10%以上	15%以上		20%以上	25%以上	30%以上	35%以上	
点数		10 点	12 点		14 点	16 点	18 点	20 点	
イ 付加価値額の拡大額									
		現状以上	60 万円以上		100 万円以上	300 万円以上	500 万円以上	750 万円以上	1,000 万円以上
点数		6 点	10 点		12 点	14 点	16 点	18 点	20 点
※この必須目標を選択した場合は、成果目標ポイントの合計点数が 20 点未満の場合は不採択 となります。									

【配分基準表（取組内容ポイント）】

取組項目	配点の水準	点数	備考
選択目標	任意の項目を選択すること		
①経営管理の高度化	ア GLOBALG. A. P. 又は ASIAGAP の認証を取得している。	1 点	《注意事項》 ・ 基準日時点での認証が必要です。 《確認資料》 ・ 認証を証する書類 等
	イ 青色申告を行っている。	1 点	《注意事項》 ・ 基準日時点で、青色申告承認申請書を提出するだけでなく青色申告を行っていることが必要です。 《確認資料》 ・ 青色申告を証する書類 等
	ウ 農業版事業継続計画（BCP）を策定している。	1 点	《注意事項》 ・ 基準日時点で、計画書を策定していることが必要です。 《確認資料》 ・ 農業版 BCP（事業継続計画） 等
②環境配慮の取組	環境負荷低減事業活動実施計画若しくは特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている。	3 点	《注意事項》 ・ 基準日時点での認定が必要です。 《確認資料》 ・ 認定を証する書類 等

取組項目	配点の水準	点数	備考
選択目標	任意の項目を選択すること		
③輸出の取組	ア 輸出事業計画の認定を受けている、 又は認定を受けた輸出事業計画に連携 者として位置付けられている。	1点	《注意事項》 ・基準日時点での認定が必要です。 《確認資料》 ・認定された輸出事業計画、計画連携者の位置付けを証する書類、フラッグシ ップ輸出産地認定証、認定フラッグシップ輸出産地に参画していることを 証する書類 等
	イ フラッグシップ輸出産地に参画して いる。	2点	
④女性の取組	以下のいずれかに該当している。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っ ている又は部門間で区分経理を行っ ている場合に当該部門の責任者である者 に限る。） イ 代表者が女性である若しくは役員若 しくは構成員のうち女性が過半を占め る法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間 で区分経理行っており、女性が当該部 門の責任者であるもの	3点	《注意事項》 ・基準日時点でア～ウのいずれかに該当している必要があります。 ・アは、女性農業者が申請する場合です。（申請者が女性であっても、実質的 に経営の主催者ではない場合は対象とはなりません。） ・イは、代表者が女性であるか、役員又は構成員のうち女性が過半を占める場 合です。（50%「以上」ではなく「超」） ・ア又はウによりポイント算出する場合は、当該女性が責任者の部門で必要な 機械等の導入のみに限ります。 ・部門間で区分経理している場合は、決算書等でこれを確認できる必要があり ます。 《確認資料》 ・マイナンバーカード等女性であることを公的に証する書類、履歴事項全部証 明書（登記簿謄本）、損益計算書（区分経理が分かる資料）

取組項目	配点の水準	点数	備考
選択目標	任意の項目を選択すること		
⑤労働環境の改善	ア 労働保険（労働者災害補償保険・雇用保険）に加入している。	1 点	《注意事項》 ・ 基準日時点での加入が必要です。 《確認資料》 ・ 労災保険加入証明書・雇用保険被保険者証 等
	イ 社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入している	1 点	《注意事項》 ・ 基準日時点での加入が必要です。 《確認資料》 ・ 資格取得確認証・資格確認書 等
	ウ 労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を整備している。	1 点	《注意事項》 ・ 基準日時点で、就業規則又はこれに準ずるもの（労使協定の締結等）で確認できる必要があります。 ・ 労働基準法に準拠した労働時間、休憩及び休日を、就業規則又はこれに準ずるもの（労使協定の締結等）に規定していることが必要です。 例えば、以下の①～③全てに該当する場合は、ポイント算出が可能です。 ① 労働時間について、1 日 8 時間以内及び 1 週間 40 時間以内、並びに、時間外労働時間について、1 か月 45 時間及び年間 360 時間以内とすること又は年間総労働時間を 2,445 時間以内とすることを規定している ② 休憩時間について、労働時間が 6 時間を超える場合には 45 分以上、8 時間を超える場合には 1 時間以上の休憩を労働時間中に確保することを規定している ③ 休日について、毎週 1 日以上又は 4 週間を通じて 4 日以上の日を確保することを規定している 《確認資料》 ・ 就業規則 等

